



理解を深めて 頓別川の学習会

10月28日、中頓別町役場で、頓別川淡水魚水系生息魚に関する学習会が開催されました。

講師に、フィッシングガイドサービステキユーテクユー三浦 毅さん、オホーツクミュージアムえさし 立石 淑恵さんが招かれ、頓別川に生息している淡水魚や水質についての報告が行われるなど頓別川への理解を深めていました。



基本的人権を学ぶ 人権教室の開催

11月7日から9日に中頓別中学校で人権教室が開催されました。

「いじめと戦おう」や「インターネットと人権」などDVDを通じて、中頓別町人権擁護委員から話しを受けました。井野順子委員からは、内言や想像力を働かせ、命を中心に考えて欲しいや困ったら助けてと言ってほしいなど話されました。



森林環境譲与税で整備 薪ストーブの整備

道の駅ピンネシリに森林環境譲与税を活用し、薪ストーブが整備されました。

道の駅ピンネシリは、オートキャンプ場や温泉、そうや自然学校が近くに整備されており、中頓別町の観光拠点です。また、観光客や近隣住民の避難所となることから、冬季間の停電などに備えることや林業のPRの一環として、整備されました。



町民交流団が 広島県大崎上島町へ

11月10日から13日の4日間、16名の町民が交流団として姉妹町である大崎上島町へ訪問してきました。本町を開拓した檜原民之助翁の出身地である大崎上島町は、造船と柑橘類の栽培を主要な産業とした町で、温暖な気候と穏やかな瀬戸内海が印象的でした。1月のしばれ祭りには、大崎上島町の交流団が来町される予定です。





ロングトレイルの実現可能性に向けて 天北線軌道跡を活用したロングトレイルシンポジウム

11月11日から13日に中頓別町内で、「天北線軌道跡を活用したロングトレイルの実現可能性に向けて」と題し、シンポジウムとフィールドワークが行われました。北海道大学観光学高等研究センター木村宏教授が講師として招かれました。

フィールドワークでは、敏音知地区から松音知地区を実際に歩き、歴史や景色を確かめています。



ました。シンポジウムでは、北海道大学国際広報メディア・観光学院の学生の皆さんから、トレイル事業を段階的に実施して行くことや既存の鉄道ファンを獲得していくことの重要性などが提案されました。

最後には、北海道教育大学旭川校の芳賀均准教授が「天北線と中頓別町への思い」と題し、録画映像で語られました。



薬理作用で心身を整える アロマトリートメント

旧松田商店の試行で金澤康子さんが、アロマトリートメントを開催しています。女性限定で完全予約制ですが、嗅覚反応分析に基づき、その人に合ったアロマトリートメントを実施しています。きっかけは、助産師としてお産の際にマッサージを行い、気持ち良いと言われたことで、今後は週5日程度行う予定です。ご予約は、
☎090-6118-4266



北海道知事訪問 なおみちカフェの開催

11月21日に中頓別町役場でおみちカフェin中頓別が開催されました。

鈴木直道 北海道知事の地域訪問では、地域がもっと輝く北海道の実現に向けて、市町村長や地域で活躍されている方々との直接の対話を通じて絆を深める取り組みです。中頓別町では、特定地域づくり事業協同組合などについて話されました。



転入された方や結婚・出産・子育てを支援する『いきいきふるさと推進事業』をご存じですか？

中頓別町では、住民の定住化と本当の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくことを目的として「いきいきふるさと推進事業」を実施しています。住民の方々や転入された方々に対して、歓迎の気持ちを込めて様々な事業を行っています。申請に関しましては、お気軽にご相談ください。

就職祝い金

- 【対象】 次の①～④を満たす方が対象です。
- ① 中学、高校、大学等を卒業もしくは退学、又は中頓別に転入してから1年以内に町内の事業所に就職していること
 - ② 5年以上の就業見込みがあること
 - ③ 公務員ではないこと
 - ④ 就業先が転勤を伴う事業体でないこと
(広域の事業体であっても転勤の見込みがない方は対象)

【内容】 中頓別町商工会商品券5万円分

【手続き】 事業所より申請書を提出していただきます。

【申請期日】 就職から6か月以内



高等学校等通学家庭補助事業

【対象】 町内外の高等学校等に通学する生徒を持つ保護者

【内容】 中頓別町商工会商品券10万円

【手続き】 在学を証明する書類（在学証明書や生徒手帳内の身分証明書）と申請書を提出していただきます。

【申請期日】 入学又は進級した年の12月まで

【その他】 補助は3年を限度に受けることができます。浜頓別高等学校へ通学されている生徒を持つ保護者には、通学用バス定期運賃補助事業もあり、どちらかをご選択いただけます。



結婚祝い金

【対象】 婚姻届が提出された時点で夫婦ともに、または夫婦のいずれかが本町に住民票があり、引き続き居住することが明らかな方

【内容】 夫婦一組30万円

※町外で婚姻届を提出した際は、婚姻後の戸籍謄本を提出してもらう場合があります。

【申請期日】 婚姻届提出後、なるべく速やかにご申請ください。



この他にも、転入支援、出生お祝い、通学用バス定期運賃補助事業、対象年齢の子に絵本交付などを行っております。

お問い合わせ 政策経営室 (01634-8-7671)



20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや病気、事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は、加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

将来の大きな支えとなります

国民年金は、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢基礎年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、子）が受け取れます。

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者の1か月あたりの保険料は、16,590円です。（令和4年度）

「付加年金制度」があります

定額保険料（16,590円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると将来の老齢基礎年金に付加給付が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります

国民年金は、年をとったときの老齢基礎年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、子）が受け取れます。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると金融機関などに行く時間が省けます。納め忘れも防ぐ事ができ、さらに、早割（当月未納付）や前納で納めると保険料が割引されます。

※付加年金や前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、
稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）
または日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 住民グループ（01634-8-7660）